

沖縄黒糖販路拡大推進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 沖縄県知事（以下、「知事」という。）は、含蜜糖の需要拡大を図るため、県産黒糖の販売力強化、ブランド力向上等に資する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助金の対象事業、経費、補助率及び事業実施主体）

第2条 補助金の対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）、補助金の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表に定めるところによる。

2 補助事業の実施主体は、県産黒糖を取り扱ったことのない事業者、若しくは販路を持った企業でなおかつ県産黒糖を使用した商品開発を行う事業者（以下、「補助事業者」という。）とする。

3 同一の補助事業者が交付申請（変更承認申請を除く）できる回数は、原則5回までとする。

（交付の申請）

第3条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、毎年度、知事が定める日までに沖縄黒糖販路拡大推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下、「消費税等仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

（交付の決定）

第4条 知事は、前条の申請を受けたときは、当該申請書に係る書類等を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付すべき補助金の額を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第5条 補助金の交付決定に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

（1）補助事業者は、別表に掲げる重要な変更をしようとするときは、あらかじめ沖縄黒糖販

路拡大推進事業補助金変更承認申請書（第 2 号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（2）補助事業者は、補助対象事業を中止又は廃止するときは、あらかじめ沖縄黒糖販路拡大推進事業補助金中止（廃止）承認申請書（第 3 号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定前着手）

第 6 条 補助事業者は、補助金の交付決定の前に補助対象事業に着手する場合は、あらかじめ知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した沖縄黒糖販路拡大推進事業補助金交付決定前着手届（第 4 号様式）を知事に提出し、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを承知の上で行うものとする。

（概算払の請求）

第 7 条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、沖縄黒糖販路拡大推進事業補助金概算払請求書（第 5 号様式）を知事に提出しなければならない。

（遂行状況報告）

第 8 条 補助事業者は、補助対象事業の遂行状況について知事が報告を求めたときは、速やかに沖縄黒糖販路拡大推進事業補助金遂行状況報告書（第 6 号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第 9 条 補助事業者は、補助対象事業の完了した日から起算して 20 日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の 2 月 28 日のいずれか早い日までに沖縄黒糖販路拡大推進事業補助金実績報告書（第 7 号様式）を知事に提出しなければならない。

2 第 3 条第 2 項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第 3 条第 2 項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、沖縄黒糖販路拡大推進事業補助金消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（第 8 号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 10 条 知事は、前条第 1 項の報告を受けたときは、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第

5条の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。

3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 知事は、別表に掲げる補助対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合には、第4条の決定の内容（第5条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

（1）法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

（2）補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

（3）補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

（4）交付決定の後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

（産業財産権に関する届出）

第12条 補助事業者は、補助対象事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等（以下、「産業財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく沖縄黒糖販路拡大推進事業補助金産業財産権届出書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

（財産の管理等）

第13条 補助事業者は、補助対象事業（補助対象事業の一部を第三者に実施させた場合に要する経費を含む。）により取得し又は効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）については、補助対象事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産について沖縄黒糖販路拡大推進事業補助金取得財産等管理台帳（第10号様式）及びその他の関係書類を備え、管理しなければならない。

- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第9条に定める実績報告書に沖縄黒糖販路拡大推進事業補助金取得財産等明細表（第11号様式）を添付しなければならない。

（財産処分の制限）

第14条 補助事業者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、補助対象事業等の完了後においても知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、沖縄黒糖販路拡大推進事業補助金財産処分承認申請書（第12号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の収益納付）

第15条 補助事業者は、補助対象事業実施中及び完了後一定期間内に、補助対象事業の成果に基づく産業財産権の譲渡又はそれらの実施権の設定、その他出資により取得した持分に対する財産配分等により収益があったときは、沖縄黒糖販路拡大推進事業補助金収益状況報告書（第13号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、知事が前項の報告に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、知事の発する指令に従い、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納入しなければならない。
- 3 知事は、前項の認定に際して必要な条件を付することができる。

（証拠書類等の保管）

第16条 補助事業者は、補助対象事業の内容を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、補助対象事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附則

本要綱は、令和3年1月20日から施行し、令和12年3月31日限り、その効力を失う。
ただし、第13条から第16条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附則

本要綱は、令和4年3月31日から施行する。

附則

本要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度予算から適用する。

附則

本要綱は、令和7年3月28日から施行し、令和7年度予算から適用する。

別表（第 2 条関係）

補助 対象 事業	補助対象経費	補助率	補助 事業者	重要な変更
				事業の内容の 変更
沖縄黒糖 販路拡大 推進事業 補助金	県産黒糖の販路拡大のための販売力強化、ブランド力向上等に資する商品開発・試作に関する以下の業務に必要な経費 1 商品開発支援 2 テスト販売・販売促進支援 3 見本市・展示商談会等出展支援 4 商品開発・試作にかかる沖縄黒糖原材料費 上記 1 と 4 は必須選択とし、2 と 3 は必要に応じて選択可とする（※複数選択可）。	8/10 以内 （補助金の上 限は 200 万円 /1 事業実施主 体） 事業内容の 1 ～3 を合わせ た上限:100 万 円 事業内容の 4 の上限:100 万 円	県産黒糖を取り扱ったことのない事業者、若しくは販路を持った事業者でなおかつ県産黒糖を使用した商品開発を行う事業者	1 事業の中止 又は廃止 2 事業費 30% を超える増減

第1号様式（第3条関係）

第 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
名称
代表者 職・氏名

令和 年度沖縄黒糖販路拡大推進事業補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので沖縄黒糖販路拡大推進事業補助金交付要綱第3条の規定に基づき、金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画

区分	具体的な取組内容 (概要、時期、場所、実施内容等)	備考
(1)商品開発 (2)テスト販売・ 販売促進 (3)見本市・ 展示商談会等 出展		

3 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分			備考
		県補助金	事業主体負担	その他	
(1)商品開発					除税額
(2)テスト販売・ 販売促進					うち 県補助金
(3)見本市・ 展示商談会等 出展					
(4)商品開発・試作に かかる沖縄黒糖原 材料費					

(注) 備考欄には、消費税等仕入控除税額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち県補助金〇〇〇円」を、同税額が無い場合には「該当無し」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること

4 補助対象事業の開始（予定）日

令和 年 月 日

5 補助対象事業の完了予定日

令和 年 月 日

6 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
県補助金					
実施主体負担					
その他					
計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
(1)商品開発					
(2)テスト販売・ 販売促進					
(3)見本市・ 展示商談会等 出展					
(4)商品開発・試作に かかる沖縄黒糖原 材料費					
計					

7 添付書類

第2号様式（第5条関係）

第 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
名称
代表者 職・氏名

令和 年度沖縄黒糖販路拡大推進事業補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け沖縄県指令農第 号をもって交付決定の通知を受けた沖縄黒糖販路拡大推進事業について、下記のとおり変更したいので、沖縄黒糖販路拡大推進事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

（注1）変更の理由たる事実を明らかにする書類を添付すること

第3号様式（第5条関係）

第 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
名称
代表者 職・氏名

令和 年度沖縄黒糖販路拡大推進事業補助金中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け沖縄県指令農第 号をもって交付決定の通知を受けた沖縄黒糖販路拡大推進事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、沖縄黒糖販路拡大推進事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
名称
代表者 職・氏名

令和 年度沖縄黒糖販路拡大推進事業補助金交付決定前着手届

沖縄黒糖販路拡大推進事業補助金に基づく別添事業について、下記の条件を了承の上、補助金の交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 補助金の交付決定を受けるまでの期間内に、天変地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担すること
- 2 補助金の交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと
- 3 当該事業については、着手から補助金の交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと

別 添

事業名	取組内容	事業量	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
沖縄黒糖販路 拡大推進事業	(1)商品開発 (2)テスト販売・ 販売促進 (3)見本市・ 展示商談会等 出展		円			

第5号様式（第7条関係）

第 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
名称
代表者 職・氏名
担当者名
TEL

令和 年度沖縄黒糖販路拡大推進事業補助金概算申請書

令和 年 月 日付け沖縄県指令農第 号をもって交付決定の通知を受けた沖縄黒糖販路拡大推進事業について、沖縄黒糖販路拡大推進事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり金 円を概算払で交付されたく請求します。

記

[illegible]

第 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
名称
代表者 職・氏名

令和 年度沖縄黒糖販路拡大推進事業補助金遂行状況報告書

令和 年 月 日付け沖縄県指令農第 号をもって交付決定の通知を受けた沖縄黒糖販路拡大推進事業について、沖縄黒糖販路拡大推進事業補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、下記のとおり遂行状況を報告します。

記

1 事業の遂行状況（令和 年 月 日現在）

2 事業に要する経費の収支状況

区分	事業費	遂行状況			
		年 月 日までに 完了したもの		年 月 日以降に 実施するもの	
		事業費	出来高率	事業費	事業完了 予定日
(1)商品開発 (2)テスト販売・ 売促進 (3)見本市・ 展示商談会等 出展	円	円	%	円	

3 その他参考となる事項

第7号様式（第9条関係）

第 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
名称
代表者 職・氏名

令和 年度沖縄黒糖販路拡大推進事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け沖縄県指令農第 号をもって交付決定の通知を受けた沖縄黒糖販路拡大推進事業について、沖縄黒糖販路拡大推進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業の実施期間

年 月 日着手
年 月 日完了

2 事業の成果

区分	具体的な取組内容 (概要、時期、場所、実施内容等)	備考
(1)商品開発		
(2)テスト販売・ 販売促進		
(3)見本市・ 展示商談会等 出展		

3 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分			備考
		県補助金	事業主体負担	その他	
(1)商品開発					除税額
(2)テスト販売・ 販売促進					うち 県補助金
(3)見本市・ 展示商談会等 出展					
(4)商品開発・試作に かかる沖縄黒糖原 材料費					

(注) 備考欄には、消費税等仕入控除税額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち県補助金〇〇〇円」を、同税額が無い場合には「該当無し」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること

4 収支精算

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
県補助金					
実施主体負担					
その他					
計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
(1)商品開発					
(2)テスト販売・ 販売促進					
(3)見本市・ 展示商談会等 出展					
(4)商品開発・試作に かかる沖縄黒糖原 材料費					
計					

5 添付書類

(1) 補助対象経費収支精算書及び支出済額明細書

(2) その他参考となる書類

第 8 号様式（第 9 条関係）

第 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
名称
代表者 職・氏名

令和 年度沖縄黒糖販路拡大推進事業補助金
消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け沖縄県指令農第 号をもって交付決定の通知を受けた沖縄黒糖販路拡大推進事業について、沖縄黒糖販路拡大推進事業補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 沖縄黒糖販路拡大推進事業補助金交付要綱第 10 条の額の確定額
(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び
地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること

第 9 号様式（第 12 条関係）

第 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
名称
代表者 職・氏名

令和 年度沖縄黒糖販路拡大推進事業補助金産業財産権届出書

令和 年 月 日付け沖縄県指令農第 号をもって交付決定の通知を受けた沖縄黒糖販路拡大推進事業について、沖縄黒糖販路拡大推進事業補助金交付要綱第 12 条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 種類（番号及び産業財産権の種類）
- 2 内容
- 3 相手先及び条件（譲渡及び実施権設定の場合）

第 10 号様式（第 13 条関係）

第 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
名称
代表者 職・氏名

令和 年度沖縄黒糖販路拡大推進事業補助金取得財産等管理台帳

令和 年 月 日付け沖縄県指令農第 号をもって交付決定の通知を受けた沖縄黒糖販路拡大推進事業について、沖縄黒糖販路拡大推進事業補助金交付要綱第 13 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	保管 場所	交付率	備考
計									

（注 1）対象となる取得財産等は、沖縄黒糖販路拡大推進事業補助金交付要綱第 13 条第 1 項に定める取得価格又は効用の増加価格が 1 件当たり 50 万円以上のものとする

（注 2）財産名の区分には、（ア）事務用品備品、（イ）事業用備品、（ウ）書籍、資料、（エ）無体財産権（工業所有権等）、（オ）その他の物件（不動産及びその従物）とする

（注 3）数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない
なお、単価が異なる場合は、分割して記載すること

（注 4）取得年月日は、検収年月日を記載すること

第 11 号様式（第 13 条関係）

第 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
名称
代表者 職・氏名

令和 年度沖縄黒糖販路拡大推進事業補助金取得財産等明細書

令和 年 月 日付け沖縄県指令農第 号をもって交付決定の通知を受けた沖縄黒糖販路拡大推進事業について、沖縄黒糖販路拡大推進事業補助金交付要綱第 13 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	保管 場所	交付率	備考
計									

（注 1）対象となる取得財産等は、沖縄黒糖販路拡大推進事業補助金交付要綱第 13 条第 1 項に定める取得価格又は効用の増加価格が 1 件当たり 50 万円以上のものとする

（注 2）財産名の区分には、（ア）事務用品備品、（イ）事業用備品、（ウ）書籍、資料、（エ）無体財産権（工業所有権等）、（オ）その他の物件（不動産及びその従物）とする

（注 3）数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない
なお、単価が異なる場合は、分割して記載すること

（注 4）取得年月日は、検収年月日を記載すること

第 12 号様式（第 14 条関係）

第 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
名称
代表者 職・氏名

令和 年度沖縄黒糖販路拡大推進事業補助金財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け沖縄県指令農第 号をもって交付決定の通知を受けた沖縄黒糖販路拡大推進事業について、沖縄黒糖販路拡大推進事業補助金交付要綱第 14 条の規定に基づき、下記のとおり財産を処分したいので承認願います。

記

1 処分しようとする財産及び処分の理由

- （1）財産の名称
- （2）処分の方法（使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保の提供の別を記載すること）
- （3）金額
- （4）取得年月日
- （5）処分年月日
- （6）処分の理由

2 相手方（住所、氏名、使用の目的及び条件）

第 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
名称
代表者 職・氏名

令和 年度沖縄黒糖販路拡大推進事業補助金収益状況報告書

令和 年 月 日付け沖縄県指令農第 号をもって交付決定の通知を受けた沖縄黒糖販路拡大推進事業について、沖縄黒糖販路拡大推進事業補助金交付要綱第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 沖縄黒糖販路拡大推進事業補助金交付要綱第 10 条の額の確定額 金 円
（令和 年 月 日付け 第 号による額の確定額）
- 2 報告期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日
- 3 収益状況

（単位：円）

産業財産権の名称、 又は財産分配の概要	収益額	算出根拠